

お知らせ

高齢者福祉タクシー 利用料助成制度

町では、下記対象の高齢者の方がタクシー(町と協定を締結している事業者のタクシー)を利用した場合、初乗り料金を助成しています。この制度を利用するには、登録申請が必要です。

▶対象/町内に住所を有する在宅の高齢者で、町民税非課税世帯のうち次の①～③のいずれかに該当する方

①75歳以上のひとり暮らしで『介護保険法』の要介護または要支援に認定されている方

②75歳以上の高齢者のみの世帯で『介護保険法』の要介護または要支援に認定されている方

③65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方

▶登録方法/介護保険被保険者証と印鑑を持参し、福祉課で手続きをお願いします(③の方は、運転免許の取消通知書をお持ちください)。

※既に登録されている方には、3月中に交付申請についての案内を送付します。内容をご確認のうえ、申請書を福祉課へご提出ください。

☎ 福祉課 (☎ 581・2121内線123・124)

お知らせ

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 (支援給付金)について

離婚等の理由により、児童の養育者となっているにもかかわらず、既に支給されている子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金・追加給付金等)を受け取れない方に対し、子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)を支給します。

▶対象児童/18歳以下の児童

▶支給対象者/対象児童が中学生以下の場合は令和3年8月31日から、高校生等の場合は令和3年9月30日から申請日までの間に、離婚等の理由によって、児童を養育しているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されていない方

▶申請方法/支援給付金の支給を受けるには、申請書の提出、児童手当の受給手続きが必要です。申請を希望される方は、3月31日(木)までに子育て支援課へお問い合わせください。

※受給に当たっては所得制限があります。

まだ申請していない方はお急ぎください!

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金・追加給付金等)の受給に当たり、高校生世代の児童、中学生以下の別居の児童を養育している方や公務員の方は、3月31日(木)(当日消印有効)までに申請が必要です。

☎ 子育て支援課 (☎ 581・2121内線204)

お知らせ

重度心身障害者福祉タクシー 利用料助成制度

町では、下記対象の心身に障害のある方がタクシー(県と福祉タクシー協定を締結している事業者のタクシー)を利用した場合、初乗り料金を助成しています。この制度を利用するには、登録申請が必要です。

▶対象/町内に住所を有する身体障害者手帳1～3級または療育手帳A・Aを所有している方

▶登録方法/身体障害者手帳または療育手帳、印鑑を持参し、福祉課で手続きをお願いします。

※既に登録されている方には、3月22日(火)から新しい利用券を交付します。身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、古い利用券の残りをお持ちのうえ、福祉課へお越しください(随時受付)。



☎ 福祉課 (☎ 581・2121内線125)

お知らせ

ご存じですか? 子育て世帯向け 医療費助成制度について

①こども医療費事業

町では、町内に住所があり、医療保険に加入している18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもの医療費等を支給しています。

②ひとり親家庭等医療費支給事業

町では、18歳以下の子どもを育てているひとり親家庭等に対し、生活の安定と福祉の増進を図るため、医療費等を支給しています。

①、②共に支給を受けるためには、あらかじめ受給資格の登録が必要です。

登録内容変更に伴う届出・医療費の適正化にご協力ください!

○健康保険証の切り替えや住所変更等、登録内容に変更があった場合は届出が必要です。

○緊急時以外は、平日の診療時間内に受診しましょう。

○保育所(園)・学校(幼稚園)管理下におけるけが等で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や、ほかの公費負担医療制度から支給される医療費については、こども医療費受給資格証は使用できません。

○ジェネリック医薬品の使用について、医師や薬剤師に相談してみましょう。

☎ 子育て支援課 (☎ 581・2121内線204)

新型コロナウイルス感染症対策について

※2月21日現在の情報を掲載しています。

町内で新型コロナウイルス感染症の陽性者の発表が続いています。国では、新型コロナウイルスの変異株による急速な感染拡大に伴い、埼玉県を含む1都12県を対象に『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づく「まん延防止等重点措置」の適用期間を3月6日(日)まで延長しました。引き続き、手洗いやうがい、マスクの着用、定期的な換気など感染症対策の徹底をお願いします。



追加接種について

令和3年7月までに2回目の接種を受けた方に接種券を送付しています。8月以降に接種を受けた方については、6カ月以上経過後に、ワクチンの予約状況や供給状況に合わせて接種券を送付します。



接種を希望される方が、できる限り速やかにワクチン接種が行えるよう準備を進めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶接種券送付の目安

2回目接種を受けた時期	送付時期(予定)
令和3年7月以前	送付済み
令和3年8月	3月中
令和3年9月	4月中

▶大規模接種会場や職域接種等で接種される方へ

国や県が運営する大規模接種会場や、職域接種等で接種するために接種券が必要となる方には接種券を発行します。希望される方は健康づくり課(新型コロナ対策班)へご連絡ください。

▶寄居町に転入された方へ

前住所地でワクチン接種後、寄居町に転入され、2回目接種後6カ月以上経過し、接種を希望される方は健康づくり課(新型コロナ対策班)へご連絡ください。国のワクチン接種記録システムに照会し、接種履歴が確認できた場合、接種券を発行します。

☎ 健康づくり課(新型コロナ対策班) (☎ 581・2121内線213)

5歳から11歳までを対象とした 小児接種が始まります!

小児用新型コロナワクチンが薬事承認されたため、5歳から11歳までの方を対象に小児接種を実施します。なお、3月中に国から600回分(300人分)の小児用新型コロナワクチンが供給される予定ですが、対象となる方の分を一度には確保できないため、希望する時期に接種できない場合があります。次回の供給の見通しが立った段階で、町公式ホームページや町公式SNS等でご案内します。

▶対象/5歳～11歳の方

※これから5歳を迎える方は、誕生日が属する月の月末に接種券を送付します。

▶ワクチンの種類/ファイザー社ワクチン(小児用)

▶接種回数/2回接種(3週間以上の間隔を空ける)

▶接種場所/町内3カ所の医療機関
※個別に通知します。

▶接種券の送付/対象者には送付済み

▶接種開始日/3月5日(土)

※現在予約を受け付けています。

町内公共施設等の利用制限について

町では、県からの要請や町内陽性者の発表が続いていることを踏まえ、引き続き町内公共施設の利用制限、主催事業の中止または延期等の措置をとらせていただきます。町内公共施設の利用制限等については、町公式ホームページ等で随時お知らせします。